



島根県報

平成27年3月13日（金）

号外第40号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務 の範囲等を定める規則の一部を改正する規則	（市 町 村 課）	2
島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則	（自 然 環 境 課）	3
島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則	（中 小 企 業 課）	3
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	3

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年5月29日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

平成27年5月29日から施行することとした。

◇島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則（規則第7号）

1 規則の概要

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成27年3月31日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第8号）

1 規則の概要

- (1) 建築主事による仮使用の認定に係る申請書の提出部数は、知事による仮使用の認定に係る申請書と同数とするこ
ととした。（第8条の2関係）
- (2) 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理及び引用する条項の整理

2 施行期日

平成27年6月1日から施行することとした。

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表第5号左欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第6号

島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全審議会規則（昭和48年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「鳥獣保護部会」を「鳥獣保護管理部会」に改める。

別表鳥獣保護部会の項を次のように改める。

鳥獣保護管理部会	1 鳥獣保護管理事業計画の樹立に関すること。 2 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。 3 鳥獣保護区の設定及び特別保護区の指定に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する重要事項に関すること。
----------	--

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第7号

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則

島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和48年島根県規則第72号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日にこの規則による廃止前の島根県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第8号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に改め、同条中「第4条の16第1項」の次に「又は第2項」を加え、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に改める。

第11条の2中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。